



# 鳥取県公報

令和6年12月3日（火）  
第9651号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品売払代金の収納事務の委託（642）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（643）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（644・645）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（646）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	森林病虫害の駆除命令（647）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第642号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第68回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
日南町	日野郡日南町霞 800	令和6年11月13日	令和6年11月14日	令和6年11月20日から 同月28日まで

## 鳥取県告示第643号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	令和4年度及び令和5年度	米子市（淀江町本宮の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町本宮の一部	令和6年12月3日
東伯郡三朝町	令和元年度から令和4年度まで	三朝町（大字三徳の一部（20193136402））の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三徳の一部	〃
〃	令和2年度から令和4年度まで	三朝町（大字吉田の一部（20203136401））の地籍図及び地籍簿	三朝町大字吉田の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字福吉の一部（20203136402））の地籍図及び地籍簿	三朝町大字福吉の一部	〃
西伯郡大山町	令和4年度及び令和5年度	大山町（殿河内及び高橋の各一部）の地籍図及び地籍簿（20223138601）	大山町殿河内及び高橋の各一部	〃
〃	〃	大山町（今在家及び飯戸の各一部）の地籍図及び地籍簿（20223138602）	大山町今在家及び飯戸の各一部	〃
〃	〃	大山町（羽田井及び高橋の各一部）の地籍図及び地籍簿（20223138603）	大山町羽田井及び高橋の各一部	〃
日野郡日南町	令和2年度から令和4年度まで	日南町（菅沢の一部（20203140102））の地籍図及び地籍簿	日南町菅沢の一部	〃
〃	令和3年度及び令和4年度	日南町（茶屋の一部（20213140101））の地籍図及び地籍簿	日南町茶屋の一部	〃

**鳥取県告示第644号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字椎茸谷1172、1173、字古屋谷1175
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第645号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字藤津字地井藪586の1、588の1、589の1、590の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第646号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年11月20日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 鳥取市用瀬町安蔵

---

**鳥取県告示第647号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月3日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域  
東伯郡北栄町の一部（別紙のとおりとする。）
  - (2) 期間  
令和6年12月25日から令和7年3月31日まで
- 2 森林病害虫等の種類  
森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、薬剤の樹幹注入を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由  
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
  - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

---

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画用途地域  
米子境港都市計画特別用途地区
  - 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
-

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年12月3日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 全身用スペクトラルCTシステム 一式             |
| 2 契 約 方 式              | 一般競争入札                         |
| 3 落 札 日                | 令和6年11月13日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地          | 小西医療器株式会社鳥取営業所<br>鳥取市千代水四丁目52  |
| 5 落 札 金 額              | 241,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日            | 令和6年10月4日                      |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課<br>鳥取市江津730   |